



～チャイルドの経営コンサルタント監修による～

選ばれる園に **メルマガ** なるための

株式会社 幼保経営サービス・コンサルティング部



令和7年度からの処遇改善一本化(案)について

(株)幼保経営サービス コンサルティング部では、法人・園の経営・運営の悩み事に対応しています。
チャイルドグループの各事業部のノウハウをQ&A形式でお届けします。

Q

令和6年12月19日開催の第8回子ども・子育て支援等分科会で示された「処遇改善等加算I～IIIの一本化(案)」についてポイントを教えてください。



令和7年度から処遇改善等加算I～IIIが一本化される予定という話を聞きました。今のうちに対応策を準備しておきたいので、その背景と概要を教えてください。

A

現行の処遇改善等加算制度は、加算I・加算II・加算IIIと分かれていることにより制度が複雑でわかりにくく事務も煩雑と云われています。また、園児の減少等により収入が下がった場合でも賃金水準を維持しなければならないというジレンマがあります。これらの課題を改善するために処遇改善等加算の一本化(案)が検討されています。

ここでは令和7年2月現在で公表されている子ども家庭庁の資料(案)を基に記載します。大枠として、現行の処遇改善等加算I・II・IIIが1本化されて、「区分1(基礎分)」「区分2(賃金改善分)」「区分3(質の向上分)」という3つの区分に分けることが検討されています。変更案のポイントを3つに絞って紹介します。

ポイント1 加算IIの要件である「4万円を1人以上に支給」を撤廃 (=1人4万円を超えない範囲で施設の判断により柔軟な配分を可能)

→併せて、年度内に研修終了を予定している職員について職位や職務命令を受けていることを要件に配分対象として認める(要件を満たす職員数が実際にいることが必要)

ポイント2 新たな加算である「区分2(賃金改善分)」と「区分3(質の向上分)」の合計額については、1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善 →現行では加算I・加算II・加算IIIで賃金改善方法が異なっているが、これを統一

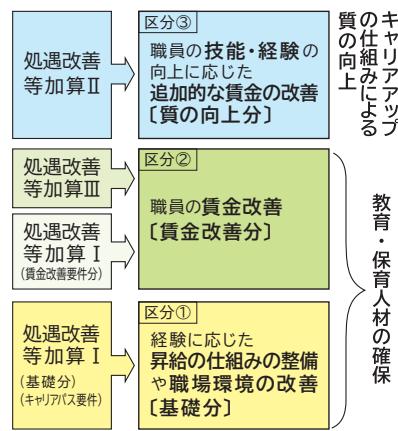
ポイント3 賃金改善の確認方法を、現行の「支払賃金が起点賃金水準を下回っていないこと」から、「①加算額以上の賃金改善となっていること、 ②加算以外の部分で賃金水準を下げていないこと」に変更

→また、介護分野で採用されている「特別事情届出書」制度を取り入れて、園児の減少等により経営悪化した場合、労使合意の下で賃金水準を引き下げる認めるという仕組みを検討中

以上はあくまでも検討段階の案ですが、大きな制度変更となることは確実です。したがって、最新情報を定期的にウォッチして適切に対応をすることが必要です。

【現行】

【見直し後】



事業部紹介

株式会社 幼保経営サービス コンサルティング部

チャイルド社グループの幼保経営サービスだからこそできる経営コンサルで園を強力にサポートしています。①経営・運営コンサル ②マーケティング・ブランディングコンサル ③新園・新施設設立コンサル ④認定こども園移行コンサルなどに関して、分析・助言・提案・サポートを行っています。



株式会社 幼保経営サービス

コンサルティング部 ディレクター 東京弁護士会所属 柴田 洋平(弁護士・保育士)

TEL 03-6915-1910 Email yohokeiei_consulting@child.co.jp

HP <https://www.ans.co.jp/youho/consult.html>

